

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

(一社)京都府食品産業協会 大阪・開催万博出展

京ブランド認定食品20周年記念事業 京ブランド食品フェアの開催 1

特集 改正下請法 2~3

中央会NEWS 助け合い事業 事業承継シンポジウム開催 4

京都伝統工芸協議会 若手従事者交流会を開催 4

第16回京都青年中央会祭 CAPフェスタの案内 6

生産性向上・人手不足対策に向けて

3S・5S・カイゼン等の研修会実施の案内 6

京都経済お天気 7

KCインフォメーション(メルマガ)配信登録募集中 8

一般社団法人京都府食品産業協会 大阪・関西万博 関西パビリオン(京都府ブース)展示出展

一般社団法人京都府食品産業協会(事務局：中央会)は、去る8月25日(月)から31日(日)の1週間、大阪・関西万博の関西パビリオン(京都府ブース)において「食の未来をつむぐ」をテーマに出展を行い、次のとおり会員3団体・関係事業者1社の合計4団体等が参加した。

京都府漬物協同組合は、千枚漬・すぐき・しば漬の三大京漬物を中心に、伝統的な道具・製法や、京漬物の発酵技術を用いた化粧品・発酵食品等を、京都おばんざい事業協同組合は、レンジ不要で冷蔵庫で解凍しておいしい「冷凍・京の仕出し弁当」を、京都府豆腐油揚げ商工組合は、お揚げにお餅をつめたおやつ「もちいなり」を、株式会社鼓月は、運動時の栄養補給食として活用できる新しい和菓子「anpower」を紹介した。

また期間中、京都おばんざい事業協同組合が冷蔵庫で解凍したご飯、株式会社鼓月がエネルギー補給羊羹の試食会を実施し、多くの来場者に、未来に向けた京都の食文化を広く周知する機会となった。



試食会場風景



展示全体風景

京都吟味百撰20周年記念 京ブランド食品フェアの開催

今年度で認定事業開始から20周年を迎える京ブランド認定食品の魅力を消費者に広く周知し、認知度向上とブランド価値の浸透を図ることを目的に、去る9月4日(木)から7日(日)の4日間、イオン京都洛南店で京ブランド食品フェアを開催した。

京都府漬物協同組合、京都府豆腐油揚げ商工組合、京都おばんざい事業協同組合、京都府製麺卸協同組合、京都米菓工業協同組合、京都珈琲商工組合、京都蒲鉾商組合の京ブランド認定食品に登録している13事業者が出展し、漬物、豆腐、佃煮、蒲鉾、うどん、米菓、珈琲など多彩な京ブランド食品を販売した。試食や試飲を通じて来場者に商品の品質や魅力を直接伝えることができ、京都の食文化への関心と理解を深める好機となった。

また、期間中には京都府の広報キャラクター「まゆまる」が来場するなど、多くの来場者でにぎわい、京ブランド認定食品の魅力を一般消費者に広く発信することができた。



展示物風景



会場風景【試食】

改正下請法

公益財団法人京都産業21 下請かけこみ寺

企業実務を担う皆様方におかれましては既にご承知と存じますが、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。

本改正により、「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）と名称が変わります。本改正法は、令和8年1月1日から施行されます。

ここでは、公正取引委員会のウェブサイト上で公表されている「改正法説明資料」を中心に、改正内容の概要を見ていきたいと思います。なお、以下のページには「改正法説明資料」ほか6点の資料が掲載されています（令和7年9月現在）。https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihhou.html

（パス：公正取引委員会>下請法>中小受託取引適正化法>中小受託取引適正化法（取適法）関係）

まず、下請法改正に向けた検討の経緯としては、以下の4点があげられています。（「改正法説明資料」）

1. 経済財政運営と改革の基本方針2024（抜粋）（令和6年6月閣議決定）
「このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。」
2. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（抜粋）（令和6年6月閣議決定）
「また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。」
3. 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（抜粋）（令和6年11月閣議決定）
「新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。」
4. 「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）（令和6年7月～12月）
（1）有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
（2）学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
（3）計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

また、今回の下請法改正の背景・趣旨等としては、以下の3点があげられています。（「改正法説明資料」）

1. 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。
2. 中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
3. 例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

それでは、上記「改正法説明資料」、及び「取適法ガイドブック」より具体的な改正点をみてみましょう。

・法律名・用語の変更（「取適法ガイドブック」）

現行	改正後
下請代金支払遅延等防止法（下請法）	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

・適用対象の拡大（「取適法ガイドブック」）

[適用基準について]

現行の適用基準である資本金基準に加えて、従業員数による基準を追加する(青部分)。

1. 物品製造委託、修理委託、特定運送委託、情報成果物作成委託、役務提供委託
（プログラム作成、運送、物品の倉庫保管、情報処理）

委託事業者	中小受託事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)
従業員数300人超	従業員数300人以下(個人を含む)

2. 情報成果物作成委託、役務提供委託
(プログラム作成、運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)

委託事業者	中小受託事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下(個人を含む)
従業員数100人超	従業員数100人以下(個人を含む)

[対象取引について] (「改正法説明資料」)

運送委託における対象取引に特定運送委託の追加

発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外(独占禁止法の物流特殊指定で対応)でしたが、現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」が新たな規制対象に追加されます(青部分)。

発荷主 → (委託) → 運送事業者 → (再委託) → 運送事業者

・代金支払に関して (「改正法説明資料」)

手形払等の禁止

中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段と進め、本法上の支払手段として、手形払が認められないこととなります。また、電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を含む満額)を得ることが困難であるものについても認められません。

・価格協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (「取適法ガイドブック」)

中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定が新設されます。

したがって、改正下請法においては、委託事業者(親事業者)の4つの義務と11の禁止事項は以下のようになります。

義務

- ア 中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等
- イ 書類の作成・保存義務
- ウ 製造委託等代金の支払期日を定める義務
- エ 遅延利息の支払義務

禁止事項

- ア 受領拒否の禁止
- イ 製造委託等代金の支払遅延の禁止
- ウ 製造委託等代金の減額の禁止
- エ 返品 of 禁止
- オ 買ったたきの禁止
- カ 購入・利用強制の禁止
- キ 報復措置の禁止
- ク 有償支給原料等の対価の早期決済の禁止
- ケ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- コ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- サ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (新たに追加)

・面的執行の強化 (「取適法ガイドブック」)

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限が付与されます。さらに、中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣が追加されます。

・その他 (「取適法ガイドブック」)

1. 製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。
2. 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。
3. 遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。
4. すでに違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど勧告に係る規定が整備されます。

以上、改正の概要を簡単にまとめてみました。

皆様方におかれましても、公正取引委員会ならびに中小企業庁のウェブサイト、メディア等で案内される新しい情報を注視しておかれることをお勧めいたします。

また、公益財団法人京都産業21には下請かけこみ寺の相談窓口(0120-418-618 平日9:00~17:00)が設けられています。必要に応じて無料弁護士相談の場も設定いたします。どうかお気軽にご相談ください。

なお、改正法が施行される2026年1月1日より、「下請かけこみ寺」は「取引かけこみ寺」に名称変更されます。

助け合い隊事業 事業承継シンポジウムの開催

去る9月10日（水）、技能の承継、同業者承継、M&Aなど事例紹介を行い、様々な角度から事業承継について考察する、「助け合い隊事業 事業承継シンポジウム」を開催し、会員および関係機関から52名が参加した。

まず初めに、本会 安藤会長から開会の挨拶がされ、株式会社仁科旗金具製作所の仁科代表取締役より、「『見える化』から始めた継承」をテーマに、熟練職人の「勘」や「感覚」に支えられた伝統技術をどのように次世代に継承するか説明された。

続いて、株式会社最上インクスの鈴木代表取締役より、「事業承継を企業の発展へと繋げる不易流行」をテーマに、3代目社長が取り組む承継後の不易流行について8年前に行った同業者の買収案件などを含め事例が紹介された。

そして、株式会社経営共創基盤の圓城マネージャーより、「会社の未来を見据えた事業承継の進め方」をテーマに、会社の未来を見据えた事業承継の進め方と将来に向けてどのような準備を進めておくべきか、同社が行っている事業承継の手順が説明された。

最後に公益財団法人京都産業21の櫻井コーディネーターより、京都産業21の事業承継支援について説明された後、助け合い隊の内藤隊長より、閉会の挨拶がされた。



(株)仁科旗金具製作所
代表取締役 仁科雅晴氏



(株)最上インクス
代表取締役 鈴木滋朗氏



(株)経営共創基盤
マネージャー 圓城靖浩氏



(公財) 京都産業21
コーディネーター 櫻井哲博氏

京都伝統工芸協議会 主催 「2025年 若手従事者研修・交流会」を開催

京都伝統工芸協議会は、伝統産業の若手従事者が抱えている共通課題の解決や、柔軟な思考力や新しい事業を生み出す機会を創ることを目的に、去る9月2日（火）に京都経済センターにて「若手従事者研修・交流会」を開催した。本研修・交流会は令和4年7月から年に3回ほど開催しており、10回目を迎えた今回は約40名が参加した。

研修会では、工芸を中心に多彩な分野で多様な人たちと協働し様々なプロジェクトを手がけられている山崎伸吾氏（工芸ディレクター／キュレーター）をお招きし、「作り手とともに創る工芸の未来～その先へ一歩を踏み出すために～」をテーマに講演いただいた。工芸の世界に入られた経緯や、工芸ディレクター・音響・編集等多彩な分野の仕事について話されたのち、工芸を文化やライフスタイルとつなげる伴走的な取組や海外展開事業など、「工芸と社会を接続させる」ための様々なプロジェクトについて説明いただいた。さらに、山崎氏がディレクターとなり2018年より毎年開催されている展示販売会「DIALOGUE」について、ホテルを会場とする本展示会ならではの魅力や、展示会をきっかけとした新たな出会い等を紹介いただいた。

その後の交流会では、スタンディング形式で軽食を取りながら、山崎伸吾氏も交え参加者同士で懇談された。和やかな雰囲気のもと、若手伝統工芸従事者や関係者同士で情報交換を行う等、交流を深めることができた。

また、京都伝統工芸協議会では、令和7年9月から令和8年1月までの期間で「京都伝統工芸・新商品コンペティション」への出品を募集しており、このような若手伝統工芸従事者の集い等を通じて、今後の京都の伝統工芸産業の新たな可能性が生まれることが期待される。



山崎伸吾氏



研修会の様子

小規模企業の
会社役員の
みなさまへ

\ 会社の役員なら / 小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の会社役員なら加入可能
代表者以外の会社役員でも加入可能
役員なら受け取れる大きなメリット

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

制度のメリット

掛金は全額所得控除

受取時も税制メリット

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。
掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳しい内容は

2次元コード又はホームページから
ご確認ください。

小規模共済

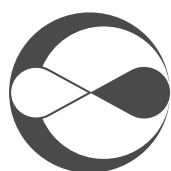
検索



Be a Great Small.
中小機構

2024.9

きつとみつかる
いい人、いい仕事



job sanko

ジョブ産雇

全国ネットで再就職・出向を支援します



サイジョブさん

費用は
無料

\ 6つの取り組みで働くと雇用をサポート /

1

離職する従業員の再就職を
サポート

2

人材を確保したい企業に
対するサポート

3

「キャリア人材バンク」で
高齢者の再就職をサポート

4

雇用を維持するための
在籍型出向をサポート

5

社員の人材育成やキャリアアッ
プのための出向をサポート

6

研修やセミナーで従業員の
スキルアップをサポート (有料)



公益財団法人 産業雇用安定センター (ジョブ産雇) 京都事務所

〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 623 第11 長谷ビル 9 階

TEL 075-211-2331

FAX 075-253-3066

ご利用時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

<https://www.sangyokoyo.or.jp>

産業雇用

検索



第16回京都青年中央会祭（CAPフェスタ）・京都府中小企業団体中央会 創立70周年記念事業開催のご案内

来る11月2日（日）にお仕事体験イベント「第16回京都青年中央会祭CAPフェスタ」を梅小路公園にて、京都府中小企業団体中央会 創立70周年記念事業として開催します。

今回のテーマは『心気鋭 ココロのつながり up-and-coming』とし、会員組合・京都青年中央会会員青年部や関係機関・友好団体が様々な活動のPRをはじめ、お仕事体験、各種ステージ、大抽選会等を予定しており、小さいお子さんから大人まで幅広い年齢の方楽しんでいただける1日となっておりますので、ぜひ皆様ご来場ください！！

日時 令和7年11月2日（日） 9:30～16:30

場所 梅小路公園芝生広場等(京都市下京区七条通千本東入)
※公共交通機関にてお越しください

お問合せ 京都青年中央会 事務局 西井・堀
☎ 075-708-3701



【組合等団体支援】生産性向上・人手不足対策に向けて 3S・5S・カイゼン等の研修会に取り組みませんか

生産性向上（3S・5S・カイゼン等）の研修会 開催支援

京都府内に主たる事務所を有する組合等が、京都府中小企業団体中央会とともに、生産性向上等に関する研修会を開催する場合、中央会が開催経費の全額又はその一部を負担します。

■事業内容：各業界や京都府内各地域において生産性向上に向けて3S・5S・カイゼンなどに持続的に取り組むグループ形成を図るための研修会を開催

■対象者：京都府内に主たる事務所所在地として定款等で定め、事業を行う組合等（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、信用協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街及び小売市場において共同して事業活動を行うための規約等を制定している任意に組織された団体、商工会等）

■申込期間：令和8年1月23日（金）まで

■中央会の負担上限額：200千円以内（税込）（※上限額の超過不可）

■中央会が負担する経費：講師謝金・講師交通費、会場費等、その他中央会が適当と認める経費（※中央会の支出基準に準ずる）

※本事業に関する経費については、中央会事業として開催し、中央会が支払います。団体・組合等が支払いをした経費については、中央会では負担できません。（申込者・支払者は原則「京都府中小企業団体中央会」名義）

■その他：本事業の進め方等については、中央会まで事前に相談いただく必要があります。事業実施にあたり、中央会への申請及び報告の手続きが必要になります。研修会事業の予算額に達した場合、申込期間の途中で、受付を終了する場合がございますので、ご注意ください。

■お問い合わせ先 京都府中小企業団体中央会 各担当宛
本部事務所 075-708-3701
北部事務所 0773-76-0759

アイシーエル 人材育成研修

貸し研修室、
人材派遣も
承ります

マナー研修

管理職研修

パソコン研修

組合様主催の研修企画など
お気軽にお問い合わせください♪

中央会特別会員

ICL

株式会社アイシーエル

☎075-708-7253

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail training@icl-web.co.jp

〒600-8413 京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 680-1 第八長谷ビル 10F

詳細・お申し込みは Web サイトへ

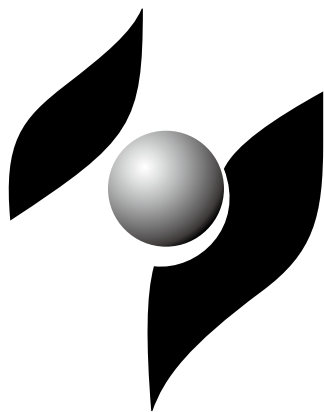
アイシーエル 検索

営業時間 9時～18時（土・日・祝日は休業）

業界景況天気図		概 況
全 体	7月 → 8月  	8月はお盆シーズンの外出機会の増加に伴い景況感が改善すると思われたが、連日の猛暑や物価高等の悪影響を受け、厳しい状況が続く結果となった。訪日外国人観光客は依然として多いが、インバウンド増加によるオーバーツーリズムの影響により、日本人観光客の減少や京都以外の都市に修学旅行先を変更する学校が出始めていることに対し懸念の声が挙がった。
	繊維工業  	染織整理業では、製造卸部は前年同月と比べると売上が少し減った。お盆休みが長かった為、相変わらず加工の仕事が減少している。
製造業	出版・印刷  	廃業・縮小するところが増加傾向にあり、組合員が減っていく一方である。物価高の影響もあり、修繕費が高く老朽化した機械を直せないことがあり、買い替えも高すぎて難しく、頭をかかえている現状である。
	7月  ↓ 8月 	
	鉄鋼・金属  	売上高が増加と減少に分かれる結果となった。当然ながら売上高減少の企業は業界の景況について悪化と回答した。しかし売上増加企業は景況を不変と答え、一時的に売上増となった状況が見て取れる。
	一般機械等  	前月と比較して大きな改善は見られず、厳しい経営環境が継続している。経営を圧迫する要因としては、「原材料・エネルギー価格の高止まり」「物流費・人件費の上昇」「為替相場の不安定さ」「国際的リスク要因の複合化」が挙げられる。
	その他製造業  	製材業・木製品製造業では、昨年以上に猛暑の影響が出ており、熱中症対策に各業種とも苦労している。水分補給や休息の間隔など、作業工程に影響が出ており、稼働率も落ちている。
非製造業	卸 売  	飲食料品卸売業では、売上は前年同月比86%と、ほぼ毎月減少している。お盆休みの売上もあまり良くない結果であり、小売店でも買い控えが見られる。観光客は来ているものの、欲しいもののみ購入し、追加購入があまりない様子である。
	小 売  	食肉の相場は低価格商品は高値を維持し、高価格帯の商品は軟調な相場となった。8月を通してお盆商戦は例年通りの売れ行きの様子であったものの、普段は猛暑日が続き、昼間は買い物に出る人が少なく、夕方からの購買に偏りがちであった。また、通販をしている企業は、自分へのご褒美用の需要は伸びた傾向にあった。
	商店街  	観光地化に歯止めがかからない。新たに出店する店舗は、隣接する商店街でも見かけるような土産物を扱うところが増えてきている。また、当商店街で多くなっている屋台風の店舗が周辺の商店街でも散見される。商店街は食文化や伝統文化の継承が目的ではないが、継承する取組みも一方で実施しなければ、ここにしかない価値のある商品の需要が先細りしてしまうため、一商店街では解決できない課題をエリアマネジメントで取り組んでいくべきではないだろうか。
	7月  ↓ 8月 	
	サービス  	8月期はインバウンドの動きが悪く、その予約動向から宿泊代金の設定においてダンピング合戦の様相が出ていた。国内の宿泊客が減少し、インバウンドの減少も相まって、全体に売上高は下がっていると思われる。9月以降は修学旅行の学生の受入等が始まるため、ある程度の好調を望めるのではないだろうか。
	建 設  	4月の法改正により、建築確認申請の審査が遅延しており、この影響でスケジュール通りに建築できない事例が出ている。また、価格高騰の影響も継続しており、施主の予算との調整が困難になっている。建材費用の値上がり分を、施主ではなく工務店が負担するケースがかなりあると言われている。
	運 輸  	8月6日、京都市域ではタクシー運賃が改定された。改定率は8.72%。酷暑やインバウンドに何とか支えられ、運賃値上げによる乗客の減少も無く現在に至っている。しかしながら、実際の売上は改定率の8.72%までの伸びは見られなかった。これから9月・10月とインバウンド以外の邦人観光客の動きも見えてくる中で運賃改定の効果が検証できるだろうと考えている。

 快晴 DI値 40以上	 晴れ 20~40未満	 くもり 20未満~△20未満	 小雨 △20~△40未満	 雨 △40以上
---	--	--	--	---

※DIとは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略で、好転（増加・上昇）したとする割合から、悪化（減少・低下）したとする割合を差し引いた値です。



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より 高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

- お預け入れは、50万円以上 1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭のチラシまたは ホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金

登録はお済みですか？



京都府中央会メールマガジン

KCインフォメーション配信登録募集中！

京都府中央会では、施策情報をはじめ本会や関係機関等からのイベント情報等について、電子メールにより情報配信を行っています。組合員企業への情報提供にもご活用頂ける内容ですので、ぜひご登録下さい！

■配信日 月2回（15日・末日）

※但し、配信日が土・日・祝日の場合は、
原則としてその前日に配信

※令和7年5月より、配信回数及び配信日
が変更となりました。

■登録方法 京都府中央会ホームページ「メルマガ配信サービス」よりご登録下さい。

URL <https://www.chuokai-kyoto.or.jp/magazine/>

※ホームページの閲覧が困難
な場合は、本会までご連絡
下さい。



■お問合せ 京都府中小企業団体中央会 総務情報課 ☎ 075-708-3701

なが——い、おつきあい。

事業資金ニーズに応える豊富なメニュー

ビジネスパートナーを紹介

資金調達

ビジネスマッチング

企業の資本政策・成長戦略をサポート

海外でのビジネスをサポート

事業承継・M&A

貿易・海外取引

京都銀行はさまざまなシーンで
皆様に応援します！



京都フィナンシャルグループ



京都銀行

月刊中小企業連携組織活性化情報 協同

10/2025 令和7年10月10日発行 通巻946号

編集・発行

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階

☎ 075-708-3701 FAX 075-708-3725

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を
付した12色を創作したうちの「古都の空色」です。